

注記事項について（案）

1. 子法人の注記要否

(1) 改正私立学校法における取り扱い

○ 現行の学校法人会計基準および「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について」（平成 17 年 5 月 13 日 17 高私参第 1 号文部科学省高等教育局私学部参事官通知）では「その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項」として「学校法人の出資による会社に係る事項」を記載することとしている。

○ 当該注記は「当学校法人の出資割合が総出資額の 2 分の 1 以上である会社の状況」を説明し、学校法人の財務状況を当該会社と関連付けて適切に把握できるよう、その出資状況や当該会社から学校法人への寄附金額等について、学校法人の計算書類に脚注として記載するものである。（「学校法人の出資による会社の設立等について」（平成 13 年 6 月 8 日 13 高私行第 5 号文部科学省高等教育局私学部私学行政課長・参事官通知）

○ 今般の私立学校法（以下、「私学法」）改正に伴って、子法人が「学校法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるもの」と規定され（改正私学法第 31 条第 4 項 2 号等）、今後私学法施行規則において、子法人の定義を規定予定（学校法人が議決権の過半数を有する他の法人などを定める予定）。

○ 私学法改正のポイントの 1 つとして、子法人の役職員の監事・評議員への就任制限を設ける（第 46 条第 2 項、第 62 条第 5 項 3 号）とともに、監事や会計監査人に子法人の業務等の調査権限を付与する（第 53 条第 2 項、第 86 条第 4 項）など、子法人に対するガバナンスが強化されている。

私学法施行規則案における子法人の定義（案）

- 一 学校法人（法第一百五十二条第六項において準用する場合にあつては、準学校法人。次号において同じ。）又はその一若しくは二以上の子法人が意思決定機関における議決権の過半数を有する他の法人
- 二 意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える他の法人
 - イ 学校法人の役員、評議員又は職員
 - ロ 学校法人の一又は二以上の子法人に係る子法人役員又は子法人に使用される者
 - ハ 学校法人又はその一若しくは二以上の子法人によつて当該構成員に選任された者
 - ニ 当該構成員に就任した日前五年以内にイ、ロ又はハに掲げる者であつた者

(2) 論点① 注記すべき内容

○ 現行の「当学校法人の出資割合が総出資額の2分の1以上である会社の状況」注記においては、出資割合に着目して注記対象となる法人が定められていた。

○ 改正私学法施行規則における子法人の定義の案では、議決権の割合や意思決定機関の構成員の総数に占める人数の割合に着目して、その経営を支配している法人かどうかを判定する考え方となっている。

○ 両者の概念は異なるものであることから、両者についての注記内容をどのようなものとするか。

➤ 対応案（資料 3 - 2 参照）

	内容	当学校法人の出資割合が総出資額の2分の1以上である会社の状況の注記	子法人の注記
案1	「当学校法人の出資割合が総出資額の2分の1以上である会社の状況」に <u>加えて</u> 、私学法施行規則に規定される子法人について記載する。	現行の注記内容を記載する	記載する
案2	現行どおり「当学校法人の出資割合が総出資額の2分の1以上である会社の状況」を <u>記載</u> し、私学法施行規則に規定される子法人について <u>記載を求めない</u> 。	現行の注記内容を記載する	記載しない
案3	「当学校法人の出資割合が総出資額の2分の1以上である会社の状況」に <u>代えて</u> 、私学法施行規則に規定される子法人について記載する。	記載しない	記載する

※案1においては、子法人の定義と「当学校法人の出資割合が総出資額の2分の1以上である会社の状況」注記の対象となる出資会社の定義と、双方に該当するケースが想定される。当該ケースにおいては、注記内容の重複を避けるため、当該法人に関する開示情報は子法人の注記にのみ記載し、「当学校法人の出資割合が総出資額の2分の1以上である会社の状況」注記への記載を要しないこととする。

(3) 論点② 関係法人について、関連当事者の取引との関連性（第4回意見）

○ 関連当事者との取引の注記の対象となる関係法人とは、一定の人的関係、資金関係等を有する法人をいい、具体的には以下の場合に該当することとされている（「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について」（平成17年5月13日17高私参第1号文部科学省高等教育局私学部参事官通知））。

- ア. 一方の法人の役員若しくは職員等が、他方の法人の意思決定に関する機関の構成員の過半数を占めていること
- イ. 法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について融資を行っていること
- ウ. 法人の意思決定に関する重要な契約等が存在すること

○ 関係法人の定義のうち、ア. については意思決定機関の構成員の総数に占める人数の割合について定めており、子法人の定義と関連当事者との取引の注記の対象となる関係法人の定義の双方に該当するケースが想定されるが、この場合にどのように注記するか。

➤ 対応案

関連当事者との取引の注記の対象となる関係法人と子法人と共に該当する場合は、注記内容の重複を避けるため、当該法人に関する開示情報は子法人の注記にのみ記載し、関連当事者との取引の注記への記載を要しないこととする。

(4) 論点③ 子法人の財務状況の記載について（第4回意見）

○ 第4回検討会で提示した案では、国立大学法人会計基準の「関連公益法人等の情報開示」（資料3-2（参考2）参照）を参考に、子法人の財務状況について記載案を提示した。

○ しかしながら、改正私学法においては、学校法人の会計監査人に子法人の業務等の調査権限が付与されるが、子法人の財務諸表等に対して会計監査を行う権限は無いものの、子法人の財務状況が記載されることによって、学校法人の公認会計士が当該子法人の財務情報も保証しているように見えるリスクが想定される。

○ 子法人に対するガバナンスの観点においては、子法人の概要、支配の状況、子法人との関係及び子法人との取引の状況を開示することが重要と考えられる。

○ また、現行の学校法人会計基準に求められる「学校法人の出資による会社に係る事項」や「関連当事者との取引」注記では、注記対象となる法人の概要や、当該法人との取引状況等について注記が求められる一方で、財務状況の注記は求められていない。

➤ 対応案

子法人に対するガバナンスの観点においては、子法人の概要、支配の状況、子法人との関係

及び子法人との取引の状況を開示することが重要であることから、子法人の財務状況の記載は要しないこととする。

(5) 論点④ 「役員の名及び兼職等の状況」の記載内容（第4回意見）

○ 役員の名兼任状況について氏名を公表することにより、機能面の議論より、属人的な議論がされるおそれがあるとの意見があった。

○ また、兼任の範囲について、「元教授」や「顧問」まで含めるかという点を明確にする必要があるとの意見があった。

➤ 対応案

当該部分で重要な情報は役員の名ではなく、役員の名兼任状況を示すことで、子法人の支配状況を把握することにあることから、役員の名は記載せず、意思決定機関の構成員のうち、私学法施行規則の二 イ、ロ、ハ、ニに該当する者の総数を記載する。

(6) その他第4回における主な意見と考え方及び対応

主な意見	考え方及び対応
別の公益法人を学校法人が支配しているということはあるのか	私学法の規定や私学法施行規則案の規定案においては、子法人の定義に法人形態は限定されておらず、公益法人であっても定義に合致する法人であれば「子法人」と整理されることから、「子法人」となる公益法人についても、子法人の注記対象となることが想定される。
子法人を全部書くのか、重要な子法人というようにするのか検討の余地がある	重要性の判断について基準を示すことが困難であり、すべての子法人について記載することとする。